

## 高島市役所本庁舎宿日直および電話交換業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「高島市役所本庁舎宿日直および電話交換業務委託」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 第30464号  
高島市役所本庁舎宿日直および電話交換業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和8年10月1日8時45分から  
令和11年10月1日9時00分まで

### 3. 業務見積額

- (1) 本業務に係る経費は、87,516,000円（消費税および地方消費税額を含む）を上限とし、年度ごとの上限額は次のとおりとする。
  - ・令和8年度 12,606,000円（消費税および地方消費税額を含む）
  - ・令和9年度 28,380,000円（消費税および地方消費税額を含む）
  - ・令和10年度 31,020,000円（消費税および地方消費税額を含む）
  - ・令和11年度 15,510,000円（消費税および地方消費税額を含む）
- (2) 本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書（消費税および地方消費税抜き）を提出すること。  
この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すものであり、予定価格は別に定める。

### 4. スケジュール

- 令和8年 6月15日（月） 9時 公募開始
- 令和8年 6月26日（金） 12時 質疑受付締切
- 令和8年 7月 3日（金） 質疑に対する回答（ホームページ）予定
- 令和8年 7月10日（金） 17時 参加申込・参加意思表示提出締切
- 令和8年 7月10日（金） 17時 企画提案書等の提出締切
- 令和8年 7月28日（火） 13時30分～ プレゼンテーション審査
- 令和8年 8月上旬 見積徴取（予定）
- 令和8年 8月中旬 契約締結（予定）
- 令和8年10月 1日（木） 業務開始（予定）

## 5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 高島市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

## 6. 関係資料の配布方法

- ・高島市ホームページからのダウンロードを原則とする。

URL <https://www.city.takashima.lg.jp>

- ・掲載期間

令和8年6月15日（月）9時から令和8年7月10日（金）17時まで

・掲載資料

- (1) 高島市役所本庁舎宿日直および電話交換業務委託公募型プロポーザル実施要領
- (2) 高島市役所本庁舎宿日直および電話交換業務委託業務仕様書
- (3) 高島市役所本庁舎宿日直および電話交換業務委託公募型プロポーザル参加申請様式 一式

7. 説明会

本業務に関する説明会は開催しない。

8. 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式6）により、電子メールにて提出すること。  
※電子メールで提出後、必ず電話等で送信した旨伝え、所管課で受信したことを確認してください。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

- (2) 期限 令和8年6月26日（金）12時00分まで（必着）
- (3) 提出先

高島市役所 総務部 総務課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

E-mail : gyosei@city.takashima.lg.jp

- (4) 回答方法

電子メールにより回答するものとし、随時、本市ホームページに掲載する。口頭による個別対応は行わない。なお、回答は仕様書と同等の効力を持つものとする。

9. 参加申込の手続き

- (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書および高島市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

- ア 参加申込書および誓約書 1部
- イ 申請者の概要（様式1） 8部
- ウ 事業実施体制（様式2） 8部
- エ 業務実績（様式3） 8部
- オ 企画提案書（様式4） 8部
- カ 価格見積書（様式5） 1部

※ 高島市指名競争参加資格審査登録名簿に登録されていない法人については、次の書類も併せて提出すること。

- キ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）1部

- ク 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可）1部
- ケ 個人にあつては、身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可）1部
- コ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）1部 ※市町村税については高島市内に事業所（支店・営業所含む）がある場合のみ提出
- サ 法人でない団体にあつては、代表者の直近年度の国税（所得税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）1部
- シ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、※市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）1部
- ※ 市町村税については高島市内に事業所（支店・営業所含む）がある場合のみ提出

## (2) 提出期限

令和8年7月10日（金） 17時まで

## (3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の17時00分までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

## (4) 提出先 総務部総務課

## 10. 企画提案書作成方法

### (1) 企画提案書には、以下の内容を記載すること

- ・企画内容の骨子
- ・具体的な企画内容（審査項目②提案内容の項目を参照）
- ・実施スケジュール

### (2) 形式は、A4サイズとする。

### (3) 頁数は、指定しない。

### (4) 提出部数は、正本1部、写し7部とする。

### (5) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

### (6) 別添（様式は任意）により正本1部、写し7部提出すること。これには、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。

## 11. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査します。

- (1) 企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類およびプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を一者選定する。
- (2) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。
- (3) 下表の各審査項目について、絶対評価で点数をつける。

(A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣っている、E：劣っている)

「特に優れている」の評価は、各審査項目について最も優れている企画提案書等にのみつけることができるものとする。

※実績および提案のない審査項目については、0点とする。

○審査項目および評価点

審査項目	配点
①業務実績 ・受託実績      ・組織体制	25
②提案内容 ・業務の理解度が適切で、基本方針は妥当か ・庁舎セキュリティ強化 ・来庁者対応、電話対応 ・人材育成（教育）、労務管理 ・事故防止等に対する取組み ・苦情等トラブルへの対応 ・災害等緊急時の対応 ・提案者からの独自提案 ・説明のわかりやすさ、信頼感	65
③経費 ・経費の妥当性	10
合計	100

- (4) 提案者が2者以上の場合は各審査委員の採点を集計し、採点の平均点が60点（※6割）以上あることを条件とし、獲得点数の高い事業者から順に契約交渉相手方を選定する。また、提案者が1者だけの場合は、審査委員の採点の平均点が60点（※6割）以上であれば、その者を契約交渉相手方とし選定する。
- (5) 書類およびプレゼンテーション審査は、令和8年7月下旬を予定している。詳細な日時については、参加申込の締切後、参加申込を行った事業者に通知する。

①プレゼンテーションの時間

時 間：30分以内      質疑応答：10分程度

## ②出席者

プレゼンテーションの参加人数は3名以内とする。

## ③使用備品

プレゼンテーション時に必要なプロジェクター等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意すること。

## ④留意事項

- ・①の時間配分を超過した時点で強制終了とする。
- ・説明のスタイルは自由とするが、企画提案書に沿って簡潔明瞭に行うこと。
- ・提案の順序は、提案書の提出順とする。

### 1 2. 審査結果に関する事項

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。審査経過については一切公開しない。また、審査の結果に対しての異議を申し立てることや、審査結果および内容について説明を求めることはできない。

### 1 3. 契約に関する事項

- (1) 契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容や役割分担等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するものではない。
- (3) 協議において疑義が生じた場合は、原則として本市の解釈によるものとするため、提出書類等において曖昧な表現や記載を避けること。疑義の解消に要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 選定された優先交渉権者との協議が不調となった場合又は失格となった場合は、次点者と協議を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約する。
- (5) 本業務における成果品の著作権は本市に帰属するものとし、本市は本業務の成果品を自ら使用及び使用許諾した必要な範囲において第三者に対して、随時利用できるものとする。
- (6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とする。

### 1 4. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。

- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

#### 15. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、高島市情報公開条例（平成18年9月29日条例第80号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

#### 16. その他

##### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

##### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を高島市に請求することはできません。

##### (3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出してください。

##### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が「3. 業務見積額」を超過した場合

キ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合

ク 信義に反する行為があった場合

ケ 公共事業、その他に関して違法行為等により指名停止、課徴金納付命令等の処分を受けている又は受けるに至った場合

コ その他実施要領等において示した条件等に違反した応募がされた場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

但し、受託先に選定されたものが作成した企画提案書などの書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

17. 問合せ先

高島市役所総務部総務課

電話 0740-25-8538

FAX 0740-25-8101